

障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する取扱要綱新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第2条</p> <p>(3) 障害者就労施設等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、県内に所在又は居住する次のアからエまでに該当するものをいう。</p> <p>ア 障害福祉サービス事業所等 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>(イ) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター</p> <p>(ウ) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>(エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な助成を受けている施設</p> <p>(オ) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第110条第1項</p> | <p>第2条</p> <p>(3) 障害者就労施設等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、県内に所在又は居住する次のアからエまでに該当するものをいう。</p> <p>ア 障害福祉サービス事業所等 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>(イ) 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センター</p> <p>(ウ) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>(エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な助成を受けている施設</p> <p>(オ) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第110条第1項</p> |

| | |
|---|---|
| <p>に基づく岐阜県社会福祉協議会</p> <p>イ 特例子会社等 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条各号に規定する事業所をいう。</p> <p>ウ 在宅就業障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者をいう。</p> <p>エ 在宅就業支援団体 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。</p> <p>(4) 障害者雇用努力企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定するもので、当該事業を県内で営んでいる者（前号イの特例子会社等を除く。）のうち、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事を除く）」に登録された者で、障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たし、かつ、前年1年間の各月ごとの初日における雇用する障害者数（障害者雇用促進法第43条第1項、第3項から第5項まで及び第8項の規定により算定したもの。）が、その各月ごとの初日における全常用雇用労働者数（障害者雇用促進法附則第3条第2項により除外率が適用される事業所においては同項の規定により除外率に相当する常用雇用労働者数を控除した数。以下同じ。）に100分の4を乗じて得た数（全常用雇用労働者数25人未満の企業または全常用雇用労働者数が<u>40</u>人以上49.5人以下の企業において、その数に</p> | <p>に基づく岐阜県社会福祉協議会</p> <p>イ 特例子会社等 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条各号に規定する事業所をいう。</p> <p>ウ 在宅就業障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者をいう。</p> <p>エ 在宅就業支援団体 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。</p> <p>(4) 障害者雇用努力企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定するもので、当該事業を県内で営んでいる者（前号イの特例子会社等を除く。）のうち、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事を除く）」に登録された者で、障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たし、かつ、前年1年間の各月ごとの初日における雇用する障害者数（障害者雇用促進法第43条第1項、第3項から第5項まで及び第8項の規定により算定したもの。）が、その各月ごとの初日における全常用雇用労働者数（障害者雇用促進法附則第3条第2項により除外率が適用される事業所においては同項の規定により除外率に相当する常用雇用労働者数を控除した数。以下同じ。）に100分の4を乗じて得た数（全常用雇用労働者数25人未満の企業または全常用雇用労働者数が<u>43.5</u>人以上49.5人以下の企業において、その</p> |
|---|---|

1人未満の端数がある場合は、端数を切り上げる。全常用雇用労働者数が25人以上40人未満の企業または全常用雇用労働者数が49.5人を超える企業において、その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)以上の障害者を雇用している企業をいう。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月6日から施行する。
- 2 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第2条第4号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、令和7年3月31日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

数に1人未満の端数がある場合は、端数を切り上げる。全常用雇用労働者数が25人以上43.5人未満の企業または全常用雇用労働者数が49.5人を超える企業において、その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)以上の障害者を雇用している企業をいう。